

■賃金比較（3%以上増額）の際に含めることのできない手当

- 賃金が3%以上増加していることの確認にあたっては、正社員化前後の諸手当を含めた賃金総額について比較しますが、**以下は名称を問わず賃金総額に含めることができないためご注意ください**。以下の手当以外の諸手当についても、その趣旨等に応じて算定から除かれる場合があります。

算定に含めることができない手当	手当例
① 実費補填であるもの	・就業場所までの交通費を補填する目的の「通勤手当」 ・家賃等を補填する目的の「住宅手当」 ・寒冷地で暖房費を補填する目的の「燃料手当」 ・業務に必要な工具等を購入する目的の「工具手当」 ・食費を補填する目的の「食事手当」
② 毎月の状況により変動することが見込まれる等、実態として労働者の処遇が改善しているか判断できないもの	・本人の営業成績等に応じて支払われる「歩合給」 ・本人の勤務状況等に応じて支払われる「精皆勤手当」 ・所定外労働時間に応じて支払われる「休日手当」および「時間外労働手当（固定残業代※を含む。）」 ・一定期間のみ適用され将来に減額が見込まれる「調整手当」
③ 賞与	・一般的に労働者の勤務成績に応じて定期または臨時に支給される手当（いわゆるボーナス）

※固定残業代について

- 固定残業代が基本給に含まれている場合は、固定残業代に関する時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額を就業規則または雇用契約書等に明記してください。
- 固定残業代の**総額または時間相当数を減らしている場合（固定残業代を廃止した場合も含む）**、転換前後の賃金に固定残業代を含めた場合、含めなかった場合のいずれで比較しても3%以上増額させている必要があります。

【固定残業代の総額または時間相当数を減らしている場合の例】

（例1） 正社員化前：基本給20万円、固定残業代5万円【合計25万円】

⇒ 正社員化後：基本給21万円、固定残業代 **4万円**【合計25万円】

（例2） 正社員化前：基本給20万円、固定残業代5万円（30時間分）【合計25万円】

⇒ 正社員化後：基本給20万円、固定残業代 **3万円（20時間分）**、手当2万円【合計25万円】

（例3） 正社員化前：基本給20万円、固定残業代5万円（32時間分）【合計25万円】

⇒ 正社員化後：基本給20.6万円、固定残業代 **5万円（31時間分）**【合計25.6万円】

※ 例3は、正社員化前後とも月所定160時間の場合。

正社員化後の基本給が増加しているにもかかわらず固定残業代の額に変更がない場合は、基本給（割増賃金の算定基礎）が増加した分、固定残業代の時間相当数が減少していると判断します。

※ 以下の場合には、「固定残業代の総額または時間相当数を減らしている場合」とはみなしません。

（基本給等の割増賃金の算定基礎の増額分を、適切に同時間数分の固定残業代へ反映させている場合）

正社員化前：基本給20万円 ÷ 160時間 × 割増率125% ≒ 1,563円 × 32時間 = 5万円

正社員化後：基本給20.6万円 ÷ 160時間 × 割増率125% ≒ 1,609円 × **32時間** = **51,500円**